

令和6年1月吉日

組 合 員
受講希望者 各位

三重県自動車車体整備協同組合
理 事 長 片 岡 則 久

令和6年度（第30期） 車体整備士技術講習生募集のご案内

時下、益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

さて、標記の件について下記の通り令和6年度（第30期）車体整備士技術講習会を予定していますので、受講ご希望の方は別紙申込書にてお申込み下さい。

記

* 車体整備士とは

- ・ 事故で損傷した車の修理技術者としての知識、技能とも一定の基準以上であると認められた人に与えられる国家資格です

* 車体整備士資格はなぜ必要か

- ・ 钣金、塗装に従事している整備士の必須の資格
- ・ 国家資格を持つプロの技術者であることの信頼感を顧客にアピールする事が出来る
- ・ 特定認証制度の創設に伴い必要
- ・ 国交省と補修溶接協会、日車協は車体整備業の高度化、活性化に向けた勉強会を行っており、優良な車体整備工場の見える化には必要な資格

* 2級ガソリン資格があるから必要なのではないか

- ・ 2級ガソリン資格は分解整備業に必要なもので、車体整備士資格とは異にし兼ねる事は出来ない

【開催年】 隔年開催となっており、次回は令和8年の開催となります

【受講資格】 自動車整備（車体）実務経験が2年以上の人（令和6年9月末日現在）

【講習日程】 令和6年6月～令和6年9月の間 17回(予定) (日曜・平日半々)

【講習時間】 午前9時～午後4時まで

【講習場所】 一般社団法人三重県自動車整備振興会 教育センター
(津市桜橋3丁目53-15)

【受講料】 60,000円（教科書代・資料費等を含む）
組合員以外 90,000円（教科書代資料費等を含む）

- 【申込方法】 下欄申込書に記入の上、令和6年2月15日(木)までに
三車協 事務局へFAX又は郵送にて申し込んで下さい。
(受付後、実務経験証明書・受講料払込用紙をお送りします。)
- 【講習会中止】・受講生が10名に達しない場合は開講を中止することがありますので、
悪しからずご了承の程お願いします。
※その他詳細は三車協 事務局迄お問い合わせ下さい。

電 話 0 5 9 - 2 2 7 - 6 5 3 4
F A X 0 5 9 - 2 2 7 - 6 3 0 8
津市桜橋3丁目53-15
三重県自動車車体整備協同組合 事務局

以上

申 込 書

令和6年度（第30期）車体整備士技術講習の受講を申し込みます。

事業所住所

事業所名

事業所電話番号

受講者名
